

## 「新島学園短期大学マスコットキャラクター」の利用に関する取扱規約

### (趣旨・目的)

第1条 本規約は、新島学園短期大学マスコットキャラクター（以下、単に「マスコットキャラクター」という。）、及びマスコットキャラクターの名称の利用に関し、必要な事項を定め、もって新島学園短期大学（以下、単に「本学」という。）の認知度拡大・イメージ向上に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 本規約において「マスコットキャラクター」とは、別紙1に添付の各キャラクターをいう。

### (利用申請)

第3条 マスコットキャラクターを利用しようとする者は、事前の相談を経た後、利用申請書（様式1）を本学学長に提出し、予め許諾を受けなければならない。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 本学の教職員が教育の目的で利用する場合
- (2) 本学の学生が学内及び学内行事で利用する場合  
なお、本学の学生であっても学外での利用は利用許諾を必要とする。
- (3) 報道機関が報道の目的で利用する場合
- (4) 報道の目的以外であっても本学の認知度拡大・イメージ向上に資すると認められる場合
- (5) 著作権法で認められる私的利用の範囲内で利用する場合
- (6) その他本学学長が適当と認める場合

2 利用申請書には次の書類を添えて提出するものとする。

- (1) 申請者の氏名および住所
- (2) 利用する物件の見本（写真、画像、スケッチ等）
- (3) その他本学学長が必要と認める書類

### (資格要件)

第4条 前条に基づく利用申請をする者は、以下の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 利用申請する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (2) 日本国内に所在地を有する者であること。ただし、日本国外に所在地を有するであっても、本学学長が適当と認める場合はこの限りではない。

### (利用許諾の手続)

第5条 本学学長は、第3条の利用申請があった場合、その内容を審査し、当該利用が第1条に合致すると認められるときは、利用許諾を行うことができる。また、マスコットキャラクターのデザインの統一のため、申請された見本の修正を求めることができる。

(利用許諾の制限)

第6条 本学学長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許諾しないものとする。

- (1) 法令・公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 本学の信用・品位を害するものと認められる場合
- (3) マスコットキャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (4) 特定の個人・法人・団体・製品等を支援、もしくは支援・公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められる場合
- (5) 特定の政治・宗教・思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合  
ただし、本学の建学の精神であるキリスト教主義に関するものは除く。
- (6) マスコットキャラクターを利用することにより、本学が主催・共催・支援していると誤認・混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 申請者が、暴力団員等であることが判明した場合
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条  
(同条第1項第5号に規定する営業を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合
- (9) その表現がマスコットキャラクターを忠実に再現しているものと認められない場合
- (10) 申請された見本の修正指示に応じない場合
- (11) その他承認することが不相当であると本学学長が認めた場合

2 本学学長は、前項各号の判断を、別に定める管理委員会に諮ることができる。

(利用許諾)

第7条 本学学長は、第3条の利用申請があった場合、その内容を審査し、利用許諾をする場合は、利用許諾通知書(様式2)により申請者へ通知するものとする。この場合、本学学長はイメージキャラクターの利用方法その他について、必要に応じ、条件を付することができる。

2 本学学長は、利用を許諾しない場合は、利用不許諾通知書(様式3)により、申請者へ通知するものとする。

(利用料)

第8条 マスコットキャラクターに関する利用料は無料とする。ただし、本学学長が認める場合には、その利用を有料とすることができる。

2 前項の有料利用の場合の利用料の額は、次の表にて定めるところにより算定した額とする。

ただし、1申請あたり1,100円(消費税及び地方消費税込み)を最低料金とする。

目的	利用料
販売を目的とする 商品・そのパッケージに使用する場合	販売価格(税抜)×製造個数×5% ただし、消費税及び地方消費税を加算。
商品の販売促進等を目的する 景品・そのパッケージに使用する場合	製造費用×5% ただし、消費税及び地方消費税を加算。
上記以外	本学学長が事例ごとに判断。

(利用料の納付)

第9条 申請者は第8条第1項の規定により有料利用と認められた場合、本学学長が発行する支払通知書により、その指定期日までに利用料を支払うものとする。

2 前項の規定により支払われた利用料は、原則返還しない。

(利用上の遵守事項)

第10条 マスコットキャラクターを利用する者は、その利用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第1条に規定する趣旨に反しないこと。

(2) 利用許諾を受けた者は、利用申請書に記載された利用目的以外に利用しないこと。

(3) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。

(4) 利用許諾を受けた者は、原則、マスコットキャラクターのデザインに近接して別表1に掲げる著作権表示と許諾番号表示をすること。

(5) マスコットキャラクターを改変・応用利用したデザインであっても、その著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)が、本学に帰属することを承知すること。

(6) 本学学長が行う調査その他の照会に応じること。

(利用期間)

第11条 第3条の利用申請による利用期間は、最長で1年とする。

2 前項にかかわらず、許諾期間内に製造された製品等は、許諾期間満了後にその販売等を行うことは妨げない。

3 前第1項の利用期間満了後においても、引き続き利用するときは、改めて利用申請書(様式1)を本学学長に提出し、その許諾を受けなければならない。この場合の扱いは、第5条によるものとする。

(許諾内容の変更等)

第12条 申請者が利用許諾の内容について変更しようとする場合は、予め利用変更申請書(様式4)を本学学長に提出し、本学学長の許諾を受けなければならない。

2 本学学長は、前項の利用変更申請があった場合は、その内容を審査し、許諾の可否を申請者に通知しなければならない。

3 本学学長は、変更許諾をする場合、利用変更許諾通知書(様式5)により申請者へ通知するものとする。この場合、本学学長はマスコットキャラクターの利用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

4 本学学長は、利用変更を許諾しない場合は、利用変更不許諾通知書(様式6)により、申請者へ通知するものとする。

(許諾の取り消し等)

第13条 本学学長は、マスコットキャラクターの利用許諾に係る物件が、本取扱規約・許諾内容に違反していると認められる場合は、その利用の差止の請求・必要な指示等(以下、単に「請求等」という。)を行うことができる。この場合、利用者は直ちに、その請求等に従わなければならない

い。

- 2 利用許諾を受けた者が、前項の請求等に従わないときは、本学学長は、その許諾を取り消すことができる。
- 3 前項の許諾の取り消しは、許諾取消通知書（様式7）により通知する。
- 4 本条第2項の規定により利用許諾が取り消されたとき、本学学長は、その損失の補償の責めを負わない。

（情報の公開）

第14条 本学学長は、マスコットキャラクターの適正な利用と広く利用促進を図る観点から、利用許諾の状況・利用の取消状況について、情報を公開することができる。

（商品等の提出）

第15条 利用許諾を受けた者は、その利用に係る商品等の完成後、速やかにその完成品の写真（場合により実物）を本学学長に提出しなければならない。

（責任の制限）

第16条 申請者が、マスコットキャラクターの利用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等を求められた場合でも、本学学長は責任の一切を負わない。

附則

1 この規約は、2026年4月1日から施行する。

別表1

利用許諾を受けた者がマスコットキャラクターを使用する場合は、デザインに近接して以下の著作権表示と許諾番号表示を行うこと。※○は、許諾番号。

©新島短大 キャラクター ○○○○○-○○

©Nijijima JC. Character ○○○○○-○○

別紙1 (新島学園短期大学マスコットキャラクター)

(1)

にいたん



(2)

しーたん



(3)

ふーたん

